

「6-2.二輪自動車の操縦装置配置及び識別表示等(UN-R60 関係)」

- 適用範囲

二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)

- 改正概要

現在、二輪自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としているところですが、今後、協定規則第 60 号に合わせた識別表示とします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

(例)改正後の識別表示

方向指示器



警音器



※ 乗用自動車及び貨物自動車の操縦装置配置及び識別表示に係る協定規則(第 121 号)については、平成 25 年 8 月に国内基準として採用済み。

- 改正時期

平成 26 年 6 月(予定)

- 適用時期

平成 29 年 6 月 10 日以降に製作される自動車